

平成29年6月27日

関係診療科長等 殿

岡山大学病院長
金澤 右
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長
那須 保友

特定臨床研究における「研究者保護プログラム」の利用について（通知）

平素より特定臨床研究の実施にあたっては並々ならぬご協力をいただきありがとうございます。

研究論文の発表においては、偶発的な「研究不正」に巻き込まれ、研究者としてだけでなく岡山大学教員としての名誉まで傷つけられる可能性があります。岡山大学では平成28年12月より、善良で真面目な研究者を保護することを目的として「研究者保護プログラム」（別紙）を運用しております。今般病院並びに医歯薬学総合研究科において発表される論文につきまして、本プログラムを利用することにより、科学性が十分に担保され得る質の高い臨床研究・治験を保証し、岡山大学における臨床研究の質の向上に努めていただきたいと思います。

平成29年8月1日からは、特定臨床研究に関する学術論文に対しては、論文投稿前の「研究者保護プログラム」の利用を義務化し、積極的な活用を推進いたします。ついては、貴部局内の教員に周知いただきますよう、お願いいたします。

以上

【本件担当：URA 執務室 松本 内線：津島 8405】